

(別紙2)

## 短期入所の取り扱いについて

### 1. 障害児者の短期入所について

障害児者の短期入所については、児童福祉法に基づく児童短期入所(第6条の2第4項)、知的障害者福祉法に基づく知的障害者短期入所(第4条第4項)、身体障害者福祉法に基づく身体障害者短期入所(第4条の2第4項)によりそれぞれ行われ、宿泊を伴わない短期入所(日中短期入所)もこれにより実施されてきましたが、この度の障害者自立支援法により、短期入所事業は障害の種別を問わず、その対象も宿泊を伴う短期入所に限定されることになりました。

なお、日中短期入所は、次の「日中一時支援事業」で実施されることとなります。

### 1. 日中一時支援事業について

障害者自立支援法第77条及び第78条に基づき、「地域生活支援事業について」(平成18年8月1日 障発第0801002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)が発出され、市町村地域生活支援事業の中で「日中一時支援事業」が新たに位置づけられ、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息が確保されることになりました。

「日中一時支援事業」の詳細については、別添5、6を参照してください。